

別紙

調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領

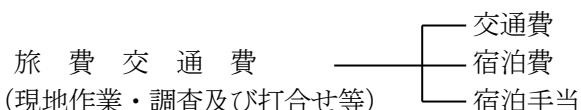
1 適用範囲

この要領は、森林保全整備事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）に係る地質調査業務、測量業務、設計業務及び計画作成等業務の旅費交通費の積算を行うに当たって、その基準を示したものである。

なお、現地条件等により、本要領によりがたい場合は、別途考慮することができる。

2 旅費交通費の構成

旅費交通費の構成は、次のとおりとする。



(注) 現地作業・調査、打合せ等の旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。

3 旅費交通費構成費目の内容

現地作業旅費交通費及び打合せ等旅費交通費は、現地作業・調査及び打合せ等に必要な経費で、交通費、宿泊費及び宿泊手当で構成する。

(1) 交通費

交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。

(2) 宿泊費

宿泊費は、現地作業、現地調査、打合せ等を実施するために必要な技術者の宿泊に要する費用である。

(3) 宿泊手当

宿泊手当は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用である。

4 旅費交通費対象職種（主な業務について記載）

(1) 地質調査業務

地質調査技師、主任地質調査技師、地質調査員

(2) 測量業務

測量主任技師、測量技師、測量技師補、測量助手、測量補助員、操縦士、整備士、撮影士、撮影助手、測量船操縦士

(3) 設計業務

主任技術者、技師長、主任技師、技師A、技師B、技師C、技術員

(4) 計画作成等業務

「(3)設計業務」に準ずる。

5 旅費交通費の積算

旅費交通費は、原則として当初設計には計上しないこととし、最終の設計変更において計上する。ただし、測量作業における連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経費等により、当初設計から計上する。

現地作業・調査及び打合せ等に要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。

交通手段の選定に当たっては、「(2)通勤及び滞在の区分」、旅費交通費の算定に当たっては「(5)交通費」によるものとし、業務はライトバンを利用することを標準とするが、実情を勘案し算定する。

(1) 積算上の基地

旅費交通費の積算上の基地は、原則として受注者の所在地とし、公共交通機関を利用する場合は、受注者の所在地から最寄りの駅又は停留所等とする。

なお、激甚な災害の復旧等のため、広域的に技術者の確保が必要となる場合は、受発注者協議の上、技術者ごとに所属する会社等の所在地を基地とした旅費交通費を加算することができる。

(2) 通勤及び滞在の区分

① 通勤により業務を行う場合

通勤により業務を行う基準は次を標準とする。

ア ライトバンの場合

積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は60km程度)

若しくは片道通勤所要時間1時間程度とする。

イ 公共交通機関の場合

積算上の基地から現地まで、公共交通機関を利用する場合は片道所要時間2時間程度とする。

② 滞在して業務を行う場合

ア ライトバンの場合

①アの範囲を超えて、現地に滞在して業務を実施する場合。

イ 公共交通機関の場合

①イの範囲を超えて、現地に滞在して業務を実施する場合。

(3) 現地作業・調査旅費交通費の積算

最終の設計変更において計上する旅費交通費については、変更予定価格において落札率を乗じないものとする。

① 通勤により業務を行う場合

ア 旅費交通費の算定において、交通費(鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金)のみ計上する。

イ 測量作業においては、連絡車(ライトバン)運転経費は、測量標準歩掛の機械経費等に含まれるため、別途計上しない。

ウ 5(2)①の区分となる場合、滞在して業務を行っても、通勤により業務を行ったものとして交通費のみ計上する。

ただし、広域的に技術者を確保する必要がある場合で、技術者の所属する会社等の所在地が5(2)②の区分となる場合は、当該技術者のみ滞在して業務を行うものとして旅費交通費を計上する。

② 滞在して業務を行う場合

【現地作業・調査】

旅費交通費=交通費×往復+宿泊費+宿泊手当

(注)交通費:鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金

ア 1夜当たりの宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程(以下「財務省令」という。)別表第2の宿泊費基準額(職務の級が10級以下の者)を上限とし、上限額と実際の1夜当たりの宿泊費を比較して、いずれか低い額とする。

ただし、実際の1夜当たりの宿泊費が財務省令別表第2の宿泊費基準額を超える場合は、受発注者間で協議を行い、宿泊費の妥当性が確認できる場合は、実際の1夜当たりの宿泊費に変更する。

- イ 宿泊費は、アにより決定した額に宿泊日数を乗じた費用を計上する。
- ウ 宿泊手当は、財務省令別表第3の宿泊手当に宿泊日数を乗じた費用を計上する。
- ただし、宿泊費に朝・夕食に係る費用のいずれかが含まれる場合は、宿泊手当を3分の2の額とし、宿泊費に朝・夕食に係る費用が含まれる場合は、宿泊手当を3分の1の額とする。
- エ 宿泊費及び宿泊手当の積算計上額は、消費税率で割戻した金額（1円未満切捨て）とする。
- オ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を地質調査業務、測量業務、設計業務及び計画作成等業務ごとに1往復分計上することができる。
- なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。
- カ 滞在して業務を実施しない場合は、受発注者間で協議の上、5（3）①に準じて、交通費のみを計上する。

③ 滞在と通勤が混在する業務を行う場合

- ア 5（3）①に該当する場合は適用しない。
- イ 滞在と通勤が混在する業務を行う場合は、受発注者間で協議の上、実施することができる。
- ウ 滞在に係る費用については、②により計上するものとし、通勤に係る費用については、1往復分の交通費に通勤日数を乗じた費用を計上する。
- ただし、測量業務に係る通勤に要する費用は除く。

④ 現地作業旅費交通費の積算例

【滞在】

- ア 交通費（ライトバン）（基地から滞在地までの距離が120kmの場合）
1日当たり運転時間4h（120km÷30km/h）より損料=1,832円/日、ガソリン=1,771円

イ 宿泊費（宿泊費基準額が12,000円の場合）

（滞在期間）	（宿泊日数）	（1夜当たりの宿泊費）	（人数）	
5月10日～14日	4泊	× 9,800円	× 4人	= 156,800円
5月17日～20日	3泊	× 8,000円	× 4人	= 96,000円
5月27日～28日	1泊	× 9,000円	× 2人	= 18,000円
6月10日～11日	1泊	× 13,000円（協議）	× 3人	= 39,000円
7月12日～13日	1泊	× 9,500円	× 2人	= 19,000円
			計	328,800円

$$\text{宿泊費} = 328,800 \times 100 / 110 = 298,909 \text{円} \text{ (1円未満切り捨て)}$$

ウ 宿泊手当（宿泊日数35泊・人のうち、素泊まり31泊・人、朝食付き2泊・人、朝・夕食付き2泊・人の場合）

	（1夜当たり宿泊手当）	（宿泊日数・人）	
宿泊手当（素泊まり）	= 2,400	× 31	= 74,400円
宿泊手当（朝食付き）	= 1,600	× 2	= 3,200円
宿泊手当（朝・夕食付き）	= 800	× 2	= 1,600円
宿泊手当	= (74,400+3,200+1,600)	× 100 / 110	= 72,000円 (1円未満切り捨て)

$$\text{（交通費）} \quad \text{（宿泊費）} \quad \text{（宿泊手当）}$$

$$\text{エ 旅費交通費} = (1,832+1,771) \times 2 + 298,909 + 72,000 = 378,115 \text{円}$$

（4） 打合せ等旅費交通費の積算

打合せ等に係る旅費交通費の積算方法は、現地作業・調査旅費交通費と同一の方法により行うものとする。

ただし、旅費交通費は打合せ回数分を計上することができる。

（5） 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せ等に係る技術者の所要人員に運賃等を乗じて求めるものとする。

公共交通機関を利用する場合に複数の経路がある場合は、以下のいずれかに該当する経路の交通費を計上する。

- ・ 最も安価な経路
- ・ 最も安価な経路に比べて、移動時間の短縮が可能である経路
- ・ 最も安価な経路に比べて、乗り換え回数が少ない等、交通の遅延等による経路変更や取消・変更料の発生の危険性が低い経路
- ・ 最も安価な経路が航空機を用いない経路である場合において、最も安価な経路によると出発地から用務先までの移動時間に4時間程度以上を要するときの、航空機を用いる経路
- ・ 最も安価な経路では日帰りができない場合において、日帰りが可能となる経路

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割戻した金額とする。（1円未満切捨て）

① 鉄道賃

ア 鉄道賃は、①運賃、②急行料金、③寝台料金、④座席指定料金を計上することができる。

なお、②～④の料金は運賃に加えて支払うものであって、特に必要とするものに限る。

イ アの料金の上限は、運賃等の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級の運賃等により計上する。

② 船賃

ア 船賃は、①運賃、②寝台料金、③座席指定料金を計上することができる。

なお、②～③の料金は運賃に加えて支払うものであって、特に必要とするものに限る。

イ アの料金の上限は、運賃等の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級の運賃等により計上する。

③ 航空賃

航空賃は、運賃を計上する。

なお、運賃は、領収書、搭乗証明書等により確認する。

④ 車賃

バス路線は、普通運賃を計上する。

⑤ ライトバン損料等

ライトバン損料等は、下表のとおり計上する。

名 称	単位	数 量	単価	摘 要
ライトバン時間損料	時間			1,500cc 森林整備保全事業建設機械損料算定表による。
ライトバン日損料	日			
ガソリン	リッル			2.7ℓ/h×○h スタンド渡し

- (注) 1. ライトバンの運転時間は、一般道路 30km/h、高速道路等 80km/h で計算し時間当たりに四捨五入する。
2. 高速道路等の料金は、別途計上する。（消費税抜きの金額）
3. 運転労務は計上しない。

【参考】

1 外業作業及び打合せ等に係る所要日数の算定方法

(1) 外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5日以下の場合は適用しない。

$$\text{所要日数} = \text{移動に係る日数} + \text{滞在日数}$$

$$\text{滞在日数} = (\text{外業実日数}) + [(\text{外業実日数} - 1) / 5] \times 2$$

なお、外業実日数は、小数点以下切上げ整数止、[] 内は、小数点以下切捨て整数止めとする。

(2) 打合せ等に係る所要日数は、移動日を考慮した実日数（小数点以下切上げ整数止め）とする。

2 技術者の基準日額及び移動日の算定

技術者の基準日額は、原則として当初設計には計上しないこととし、最終の設計変更において計上する。

なお、技術者の基準日額については、変更予定価格において落札率を乗じるものとする。

移動日は、下記により算定する。ただし、実情を考慮して算定するものとする。

	片道 1.0 日計上	片道 0.5 日計上	備 考
鉄 道	$L \geq 400\text{km}$	$400\text{km} > L$	
水 路	$L \geq 200\text{km}$	$200\text{km} > L$	
バス路線	$L \geq 50\text{km}$	$50\text{km} > L$	

- (注) 1. ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道 0.25 日（往復 0.5 日）、6時間以上の場合は片道 0.5 日（往復 1.0 日）の移動日を計上する。
2. 移動日には、旅費交通費のほかに基準日額を直接人件費として 0.5 日単位で計上する。
3. 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を 1 としてほかの路線を換算して計算する。